

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ－３－１－５ 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ－３－１－５－２ 着眼点と監督手法・対応</p> <p>（１） [略]</p> <p>（２）届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① [略]</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されている</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ－３－１－５ 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ－３－１－５－２ 着眼点と監督手法・対応</p> <p>（１） [略]</p> <p>（２）届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① [略]</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されている</p>

改正案	現 行
<p>か。</p> <p>[イ. ~ハ. 略]</p> <p>ニ. 商品性の適切な説明等（コンシューマー・コンプライアンス）</p> <p>a. 増資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法、<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（以下「金融サービス提供法」という。）等の観点から、適切なものとなっているか。</p> <p>（注）銀行が第三者割当増資を行うことは、金融サービス提供法の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。</p> <p>b. [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>[(3) ~ (5) 略]</p>	<p>か。</p> <p>[イ. ~ハ. 略]</p> <p>ニ. 商品性の適切な説明等（コンシューマー・コンプライアンス）</p> <p>a. 増資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法、<u>金融サービスの提供に関する法律</u>（以下「金融サービス提供法」という。）等の観点から、適切なものとなっているか。</p> <p>（注）銀行が第三者割当増資を行うことは、金融サービス提供法の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。</p> <p>b. [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>[(3) ~ (5) 略]</p>